

四街道市第1回農業委員会議事録

令和3年4月9日(金)

第1回農業委員会総会会議次第

日時： 令和 3年 4月 9日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第1会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

5番 細野 裕樹 委員

6番 佐藤 慎一 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第4条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告について

報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

報告第6号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について

報告第7号 転用事実確認証明願について

報告第8号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1 番 中 村 礼 奈	2 番 永 野 久 雄
3 番 中 村 永 治	5 番 細 野 裕 樹
6 番 佐 藤 慎 一	7 番 小 金 井 貞 夫
8 番 江 原 清	9 番 佐 藤 由 美 子
1 0 番 三 石 浩	1 1 番 海 保 芳 久
1 2 番 井 岡 信 夫	1 3 番 林 田 静 治
1 5 番 橋 本 豊	

欠席委員（1名）議席順

1 4 番 岡 田 英 明

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也

令和3年度第1回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年4月9日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名です。会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、5番細野委員、6番佐藤慎一委員をお願いいたします。

なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可については、県の指導により取り下げになりました。

○議 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、小名木の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

土地所有者の息子が家族が増えた為、実家近くの申請地328平方メートルに木造2階建ての専用住宅1棟を建設するという5条申請です。権利の種類は、使用貸借権設定です。

周辺への被害防除ですが、雨水は浸透枡で宅内浸透処理とし、汚水は合併浄化槽を経て前面道路を横断し市道U字溝へ放流します。また、隣接する農地との境界沿いにコンクリートブロックを設置し土砂等の流出を防止します。

資金については、自己資金と借入金で賄うこととし、金融機関の残高証明書及び住宅ローンの事前審査により確認しております。

他法令関係ですが、住宅用地に盛土をしますが、埋立面積が500平方メートル未満の為、残土条例は適用外です。開発許可については令和3年3月24日に都市計画課が受付済みです。位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号1項につきまして、去る4月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の林田委員、説明をお願いします。

○林田委員 13番林田です。4月2日に事前調査会を開催いたしております。議案第2号の整理番号1につきましては、農地法第5条の規定による許可申請であります。内容につきましては、先程事務局より説明して頂いたとおりであります。第1班としましては、許可相当と判断をいたしました。

以上でございます。

○議 長 地区担当の小金井委員、説明をお願いします。

○小金井委員 農地法5条への申請ですけど、事務局並びに班長のいうとおりでございます。本件につきましては、上水は四街道市の上水を使用し、汚水排水は合併浄化層でU字溝に放流し、雨水排水は浸透柵で宅地内処理をするという事です。隣接の農地は作っているのはお父さんでございますので、他に迷惑を掛けることはありません。ご質問等がありましたらよろしく願います。

○議 長 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号 整理番号2項につきましては、譲渡人の都合により取り下げになりました。

○**議長** 議案第2号 整理番号3項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号3項についてご説明いたします。

申請地は、南波佐間の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところでございます。

本案件は、令和3年3月総会で審議した貸自動車解体場用地にて、四街道市教育委員会が埋蔵文化財の試掘調査をしたところ、奈良・平安時代の住居跡が確認された為、より面積の広い発掘調査を行うものです。

権利の種類は令和3年5月1日から令和3年6月30日までの一時転用に伴う使用貸借権の設定です。周辺への被害防除ですが、事業地の約10パーセントを重機で掘削し、確認後に埋め戻すのみですので影響はございません。

資金については、予算書により確認しております。また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外です。位置につきましては、17ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号3項につきまして、去る4月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の林田委員、説明をお願いします。

○**林田委員** 13番林田です。議案第2号整理番号3項につきましては、一時転用に伴います使用貸借権の設定であります。埋蔵文化財発掘調査を行うものであります。事務局から詳細な説明がありましたとおりです。第1班といたしましては、許可相当と判断をいたしました。

以上でございます。

○**議長** 地区担当の永野委員説明をお願いします。

○**永野委員** 2番永野です。本件についてご説明いたします。先程事務局及び班長の方から詳細な説明がありまして、一部私の説明と重複するかと思いますがよろしくお願ひいたします。

本件は、四街道市南波佐間字出口308番12、先月の農地転用許可申請のあった自動車解体場建設に先立ち、文化財保護法93条の届出があり、教育委員会が当該地で申請地面積の100分の1である10平方メートルを試掘したところ、奈良・平安時代の住居跡と思われる遺構が確認されたので、当該地を確認調査するため一時転用を伴う使用貸借権の設定をするということです。確認調査の面積がありますが、申請地面積991平方メートルの100分の1、約100平方メートルを確認調査します。今回の自動車解体場建設予定地は、一帯が出口遺跡と称する四街道市の遺跡に指定されている訳でして、確認調査で更に埋蔵物が確認されれば、埋

蔵文化財取り扱いの流れにより、確認調査までは四街道市教育委員会の予算で執行される訳ですが、本調査は事業主の負担になるという事です。

更に付け加えますと、遺構はかなり重要な物になって来ると保存という形になろうかと思いますが、一般的には調査後埋め戻しをする訳です。しかし出土品が重要だと、発掘された物を刊行物に載せるというようなことも有ると聞いております。説明は以上でございます。今回の一時転用については、許可相当と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○**議長** 議案第2号整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては可決いたします。

○**議長** 次に、議案第3号 農用地利用集積計画案の決定についてですが、農業委員が関係する事案がございます。

該当委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○**議長代理(小金井委員)** 再開します。

会長が退席されている間、暫く議長職を交代します。

○**議長代理** それでは、議案第3号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 3ページをお開き下さい。

議案第3号令和3年度第1次農用地利用集積計画案の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものでございます。

4ページをお開き下さい。

令和3年度第1次農用地利用集積計画案です。今回は、新規6件・更新1件の合計7件となります。また、借受者は、5人になります。

番号1につきましては、亀崎の畑4筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和8年4月30日となります。

番号2につきましては、亀崎の畑1筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和8年4月30日となります。

番号3につきましては、亀崎の畑1筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和8年4月30日となります。

番号4につきましては、鹿渡の田2筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和5年12月31日となります。

番号5につきましては、亀崎の田3筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和8年4月30日となります。

次に5ページをお開き下さい。

番号6につきましては、山梨の田7筆で新規、利用権は賃借権、終期は令和13年4月30日となります。

番号7につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和8年4月30日となります。

6ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。内容は、記載のとおりです。説明は以上です。

○**議長代理** 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

○**議長代理** はい、林田委員。

○**林田委員** 13番林田です。亀崎に若い方が農業を担って来てくれるという事でありがたいことです。市のほうで新規就農者に関する支援があるという事を聞いたのですが、賃借権に対する支援はありますか。

○**事務局** 市の方で今設けているのは、農地バンクという制度がありまして、要件については改めて産業振興課の農政係に確認して頂きたいんですけど、状況によっては該当になる可能性はあるかもしれません。

○**議長代理** はい、海保委員。

○**海保委員** 11番海保です。今の質問に関係するんですけど、1番・2番・3番の借受者で、新規就農者みたいですけど、差し支えなければ何を作るのか分かりますか。

○事務局 有機農業という事で、野菜だと思えます。

○議長代理 宜しいですか。細野委員。

○細野委員 教えて下さい。畑・田んぼを借りる代金は1年間が標準なのですか。

○事務局 1年間になります。

○細野委員 分かりました。

○議長代理 他に質問はありますか。質問がないようですので採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長代理 全員挙手ですので、議案第3号につきましては可決いたします。

○議長代理 審議が終了いたしましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○議長 それでは、再開いたします。

次に、協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項と2項の2件でございます。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、長屋住宅1件、共同住宅1件に転用するという届出です。詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 只今、協議報告第1号について事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号は終了いたします。

○議 長 次に、協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から9ページの整理番号6項までの6件でございます。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅の一部3件、専用住宅2件、公衆用道路1件に転用するという届出です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第2号について事務局から説明がありました。
質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第2号は終了いたします。

○議 長 次に、協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、整理番号1項から11ページの整理番号5までの5件で、下記の通り解約の通知があったので報告いたします。

この解約の理由につきましては、いずれも借主の都合によるものです。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第3号について事務局から説明がありました。
質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第3号は終了いたします。

○議 長 次に、協議報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告について事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第4号農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の物井の貸駐車場への転用につきましては、令和3年3月8日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第4号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第4号は終了いたします。

○議 長 次に、協議報告第5号農地法第5条許可に伴う工事完了報告について事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第5号農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の鹿放ヶ丘の車両置場への転用につきましては、令和3年3月16日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第5号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第5号は終了いたします。

○議 長 次に、協議報告第6号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開き下さい。

協議報告第6号一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について、一時転用期間終了後の農地復元報告書の提出があったので、令和3年3月15日に井岡委員と事務局で現地を確認したところ、農地に復元されておりました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第6号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第6号は終了いたします。

○議長 次に、協議報告第7号 転用事実確認証明願に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開き下さい。

協議報告第7号転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第4条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったので報告いたします。

整理番号1項は、令和2年11月30日に物井の貸駐車場として転用許可済み地の証明です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 只今、協議報告第7号について事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第7号は終了いたします。

○議長 次に、協議報告第8号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について事務局の説明をお願いします。

○事務局 16ページをお開き下さい。

協議報告第8号相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を、引き続き行っている旨の証明願があったので現地確認を行いました。

整理番号1項の鹿放ヶ丘の畑4筆の2, 440平方メートルにつきましては、令和3年3月16日に佐藤慎一委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用しているので、その旨証明書を発行いたしました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第8号について事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第8号は終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

5月の開催予定については、事前調査会が4月30日の金曜日に、第2班の委員にお願いします。

また、総会が5月7日の金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は4月30日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時34分

令和3年 4月 9日

農業委員会長

⑩

議事録署名委員

5番

⑩

6番

⑩